

平成29年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成29年2月21日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課総合支援相談室長	保多紀江君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	寺地優君
------	------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 7＞
- 日程第 4 議案第 1 号 橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更について＜P 7＞
- 日程第 5 議案第 2 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 7～P 8＞
- 日程第 6 議案第 3 号 足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 7 議案第 4 号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 9～P 10＞
- 日程第 8 議案第 5 号 足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例＜P 10～P 12＞
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 28 年度足寄町一般会計補正予算（第 11 号）＜P 12～P 17＞
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 28 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）＜P 17～P 18＞
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 28 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）＜P 18＞
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 28 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）＜P 18～P 19＞
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 28 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 4 号）＜P 19～P 20＞
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 28 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）＜P 20～P 21＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成29年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第1回臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

まず、行政報告で触れる案件以外のことでちょっと口頭でありますけれども、12月定例会以降の町政執行の状況を報告をしておきたいというふうに思います。

まずもって、2月16日の日に、既に新聞報道もされておりますけれども、我が町における交通死ゼロの日が、2,000日を達成したということで、16日の日に本別警察署長さんから感謝状を受けました。これに先駆けて北海道の交通安全推進委員会からも、その旨の感謝状を受け取っているところであります。

かつて我が町で2,000日なんていうのは、本当に余り考えられなかったといえますか、ちょっと表現の仕方は悪いかもしれませんが、そういう意味で2,000日という、これ足寄町の交通安全協会の皆さん方、あるいは交通安全指導員の皆さん方、そのほか各自治会の関係者の皆さん方、本当にふだんから交通安全の呼びかけを含めて、この取り組みが2,000日という偉業を達成することができたなということで、本当に皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それから、引き続き、まちづくり、いろん

など取り組みを進めてきておりますけれども、まず一つ目には、これまちづくりの創生事業の関係で移住体験住宅、これ旧営林署の住宅の跡地を取得をして、そして改修をして、お試も含めて体験住宅を整備しようということで進めてまいりました。用地の取得なんかについては、予算議決もいただいて既に済んでおるわけでありましてけれども、このたび2月3日付けで内閣のほうから、改修にかかわる工期の決定をされたということで、この件につきまして今臨時会に、改修費の予算については計上をさせていただいているところでございます。

それから、去年の台風で被害を受けてしまいました旭町のグループホームの関係、これはこの間、グループホームと、それと同じNPO法人が経営をしております共生型の施設、この用途の入れかえといえますか、用途変更の協議を、この間ずっと進めてきたところでございます。グループホームのほうについては、スプリンクラーの設置ということで国の補助金が入っておりますし、それから、共生型の方は建設する際に、補助金をいただいているということで、これ正式な取り扱いというのは、国の財産処分の承認ということなのですけれども、これも2月6日付けで承認をいただいたということで報告をしておきたいというふうに思います。この関係の用途変更に伴う町の支援については、既に12月議会で予算議決をいただいているところでございます。

それともう一つ、国の補正予算に申請をしております、これもNPO法人が事業展開しております、今現在、旧東小学校で事業展開しております、障害者の就労支援事業所の関係、これはこの役場の北側に国の土地を町が既に取得をしておりますけれども、この整備事業についても、2月10日の日に国の補助金の内示をいただいたということでございます。これから事業展開に向けてしっかり支援をしていきたい。

この関係予算については、3月定例会に28年度の補正予算という形の中で提案をしていきたくというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、本日、予定しております、御審議をいただく案件でありますけれども、私のほうから行政報告を3件、それから、教育委員会のほうから1件の行政報告、そして、御審議をいただく議案といたしましては、11件の議案を予定しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集に際しての御挨拶にかえたいというふうに思います。

よろしくお願いをいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番高道洋子君、9番高橋健一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日、開催されました第1回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は最初に、町長、教育長から行政報告を受けた後、議案第1号から議案第11号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

なお、本日の本会議終了後に、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合につきまして御報告をいたします。

現在の社会情勢と自治体を取り巻く環境を踏まえ、行政サービスの提供、地域活性化などの取り組みを広域的に推進していく必要があることから、管内においては、これまでさまざまな形で市町村の協議、合意により広域行政の取り組みが進められてきたところあります。

十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合につきましては、平成18年4月から十勝環境複合事務組合が共同で行うし尿処理が管内全市町村となり、両組合の構成

市町村が同一となったことから検討を始めましたが、消防の広域化にかかわる検討作業が膨大となったことにより、この組織統合の検討は一時中断され、平成28年4月から消防の広域化がスタートしたことから、組織統合の作業が再開され、市町村で組織概要を協議し整理して、この基本方針がまとめられたところであります。

基本方針では、統合の時期は平成30年4月を目標とし、主たる事務所は帯広市のくりりんセンター内に設置することを基本に検討を進め、統合後の共同処理事務は、現在、十勝圏複合事務組合で行っている広域振興事業、帯広高等看護学院、十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整理機構の4事務と十勝環境複合事務組合で行っているし尿処理、ごみ処理、下水処理の3事業を合わせた7事務となります。

この組織統合によりまして、総務管理部門の統合により、職員定数の2名削減が見込まれ、市町村分担金が全体で約2,180万円減額されると試算されております。統合のスケジュールといたしましては、本年6月の各市町村議会をめぐり規約改正等の議決をいただき、市町村による法定協議、北海道に対する申請、許可などの手続を経て平成30年4月から統合をスタートさせる予定となっております。

次に、企業立地についてでございますが、本町への施設立地を進めている、株式会社北海道ちぬやファームの立地概要等について御報告をいたします。

株式会社北海道ちぬやファームは香川県に本社を置き、コロッケを中心に冷凍食品の製造販売を全国的に事業展開している、株式会社味のちぬやのグループ企業です。

建設する施設は、馬鈴薯の集荷貯蔵施設で、延べ床面積は5,929平方メートル。事業費は約17億円と計画をされております。施設建設のスケジュールといたしましては、昨年12月に郊南地区に用地を取得済みで、今後、開発許可を経て用地造成を進め、

8月ごろに建設工事に着工し、来年2月の完成予定であります。

この馬鈴薯集出荷貯蔵施設の立地により、これまで企画が厳しいポテトチップス原料として出荷していたものを、コロッケ原料として規格品質等を問わずに出荷できることとなることから、単収の増加が期待できます。また、馬鈴薯の出荷規格が緩和されることで、煩雑であった選別作業が省力化され、作付の拡大も見込まれます。さらに、畑作、輪作体系に馬鈴薯が加わることによる輪作体系改善が図られることから、全作物の収穫量の増加、これに伴う農家所得の向上が期待されます。また、施設創業に当たっては数人の要員の雇用も見込まれるなど、農業分野のみならず、多方面において波及効果があるものと期待をしているところであります。

この立地に対しまして、町といたしましては、この間、用地取得に協力してまいりましたが、今後においても各機関への許可申請に協力するほか、企業振興促進条例による施設整備及び雇用人件費への支援、固定資産税の課税免除等で支援してまいりたいと考えています。また、この施設建設に対して、強い農業づくりとして進められている国の産地パワーアップ事業の助成を受けるべく申請をしており、第1回定例会に提案予定の平成28年度補正予算に、約7億5,000万円の補助金を計上させていただく予定でおりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新エネルギー利用の推進についてであります。平成28年度の私の行政執行方針において、資源とエネルギーの地域循環による地域経済の振興を目指し、バイオガスプラントの具体的な導入について、関係機関や地域の皆様と調整を進めている旨、御報告し、町としても地域おこし協力隊を配置をし、協議検討を進め、昨年12月には、足寄町第6次総合計画実施計画において、新規事業としてバイオガスプラント整備支援事業に5億円を計上したところであります。このたびは

イオガスプラントの建設概要が固まりましたので、御報告をいたします。

建設概要については、芽登地区にある町内で最大規模となる牧場と近隣にあるフリーストール農家、2戸を合わせた計3戸を対象とした集約型のバイオガスプラントを計画し、施設の規模については、成牛換算で約1,000頭、年間2万5,000トンほどの処理量としております。

建設の事業主体は足寄町農業共同組合で、昨年、秋にはJAあしよろバイオマスセンター建設準備室を開設し、計画、検討を進めてきました。今後、新会社としてJAバイオマスセンターを設立し、管理運営を行う予定となっております。また、現在、国の補助事業採択に向け、地域バイオマス利活用施設整備事業計画書を提出しているところであります。

バイオマスプラントの効果につきましては、一つ目としてふん尿処理に係る生産者の負担軽減により、繁殖向上による生乳生産量の増加が図られる。二つ目に消化液、これはふん尿処理後に発生する液肥であります。この消化液は化学肥料のかわりに有効な肥料として牧草地等に適切に還元し、粗飼料の収量増加が期待ができます。また、耕種農家での化学肥料の低減と知力増進に有効であること。3点目に、芽登市街地周辺の悪臭防止、水質汚濁防止等の環境対策としての役割を担う。4つ目に堆肥処理することでメタン発酵により得られたバイオガスは、ほぼ全量をプラントに必要な需給電力として利用でき、余剰分は固定価格買取制度によって売電ができること。5点目に堆肥処理の工程から、固液分離機処理された固形分を乾燥させ、再生敷料として畜産農家が利用できるなどが考えられております。

また、バイオガスプラントが稼働されることで、資源の地域内循環が生み出され産業の振興、そして、地方創生における重点目標の一つでもある雇用の確保など、農業以外の各方面において波及効果が生まれることが期待

されております。

町といたしましても、足寄町農業協同組合が目指す足寄型農業の取り組みを支援し、また、地域振興の観点から、新年度予算に5億円のバイオガスプラント導入支援事業補助金を提案させていただく予定でありますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げ御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育委員会からウエタスキウィン市中学生、高校生訪問団の来町について御報告いたします。

足寄町とウエタスキウィン市は平成2年に姉妹提携を結び、人的交流を中心に国際交流活動を続けております。

このたび、ウエタスキウィン足寄友好協会から連絡があり、中学生、高校生の訪問団一行が来町することになりました。訪問団一行は中学生5名、引率者3名、リヴァイ・センズ国際交流委員の御両親の計10名で、本町へは3月28日から4月1日までの5日間滞在することになりました。

前回の第8次訪問団は平成27年4月に11名が来町しており、今回は9回目の訪問団受け入れとなります。受け入れに当たりましては、足寄町、WAの会、教育委員会の3者で受け入れ実行委員会を組織して対応したいと考えております。

本町での滞在中はホームステイをしながら、ホストファミリーとの交流や足寄高校生との交流のほか、町内の公共施設の見学、書き初め、日本食づくりなどの日本文化を体験することも計画しております。そして、足寄町民との交流や親睦を通し、両市町間のさらなるきずなを深める好機となりますことを期待しております。なお、今議会において第9次ウエタスキウィン市中高生訪問団受入実行

委員会補助金として86万7,000円を補正予算に計上させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第1号橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第1号橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年10月6日、議会の議決を経た工事請負契約の締結、橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条でございますが、これら条項は工事現場の状況が施工条件と一致しない場合等の施工業者の報告と設計変更、請負代金額の変更について規定した条項でございます。具体的には、解体する橋梁の塗装に使用されていたPCB廃棄物の数量が確定したため、これに合わせた設計減少と護岸工の設計変更により、工事金額に変更が生じたものでございます。契約の金額は変更前6,496万2,000円、変更後6,500万5,200円でございます。

契約の相手方は足寄町南6条7丁目2番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田勝氏

でございます。

工期は平成29年3月17日でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第1号橋梁長寿命化修繕（矢車橋架換）工事請負契約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第2号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第2号足寄町特別職の職員

の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、議会議員の費用弁償に日当を加えるものでございます。

改正の内容について御説明いたします。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「、宿泊料」を「、日当及び宿泊料」に改める。

次に、別表第4を次のように改めるといたしまして、別表第4に日当の欄を加え、日当1日につき甲地方2,200円と規定いたしました。

附則において、この条例の施行日を平成29年4月1日からと規定しております。

なお、3ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたしま

す。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第2号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第3号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第3号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、職員の旅費に日当を加えるものでございます。

改正の内容について御説明させていただきます。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「車賃」の次に「、日当」を加え、同条第14項中「第21条第1項及び第29条の2」を「第19条第1項及び第28条第1項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

第6条第1項は旅費の種類の規定でございますが、旅費の種類に日当を加え、第6項で日当は旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給することと規定いたします。なお、第6項を追加する関係で、項番号の調整

及び参照条項の改正を行っております。

次に、第13条として新たに日当の条項を追加する関係から、旧第13条以降について、条番号の改正及び参照条項の改正を行っております。

第13条では、日当の額を旅行先の区分に応じ別表第1の定額によることとし、別表第1に日当の欄を加え、日当1日につき甲地方、特別職医員その他の者については2,200円。行政職、医療職については2,000円と規定いたします。

附則において、この条例の施行日を平成29年4月1日からと規定しております。なお、5ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第3号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第3号足寄町職員等の旅

費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第4号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第4号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、町議会、町選挙管理委員会、町農業委員会及び公聴会等に証人等として、出頭した者の費用弁償に関して定めた条例でございますが、改正条例は、この費用弁償に日当を追加するものでございます。

改正の内容について御説明いたします。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「及び車賃」を「、車賃及び日当」に改める。

次に、別表を次のように改めるといたしまして、別表に日当の欄を加え、日当1日につき甲地方2,200円と規定いたします。

附則において、この条例の施行日を平成29年4月1日からと規定しております。なお、8ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第4号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第5号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

消防課長 大竹口孝幸君。

○消防課長(大竹口孝幸君) ただいま議題となりました、議案第5号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、国及び地方公共団体は消防団への加入促進、消防団員の処遇改善等に関して、必要な措置を講ずることが義務付けられました。

このことから、消防団は災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることから、年額報酬及び

費用弁償を改正し、消防団への加入促進と処遇改善を図るものでございます。

改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

別表1(第12条関係)中「5万7,000円を「6万円」に、「4万1,000円」を「4万4,000円」に、「3万7,000円」を「4万円」に、「3万円」を「3万2,000円」に。また、別表2(第13条関係)中「4,800円」を「5,100円」に、「3,700円」を「4,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。なお、10ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番。

○4番(木村明雄君) この消防団員の報酬について、ちょっとお伺いをしたいと思えます。

これは、団員というのは本当に有事の際、地域住民の生命と財産を守という形の中で、今まで本当に報酬が上がっていなかったのではないかということで、私もずっと考えてはいたところなわけなのですが、そこで、ここで団長、そしてまた副団長はかわらない。しかしながら、そのほかの部長だとか、それから、団員はかわっていくという中で、これはどうしてこういうふうになったのか。これ、私が素人考えで考えるとすれば、これは相対的にかえた方がいいのではないかというふうに、私は個人的に考えるわけなのだけれども、この辺はどうしてこうなったのか。それからまた、大分これをこのまま

進めていくに当たって相対的にはどうなのか。その辺についてお伺いをしたいと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正に至りましては、管内の消防団の情勢を見ながら検討したところでございます。そこで団長、副団長にありましては、管内でも最上位の位置にあります。そのことから、他のほかの階級におきましては、改正させていただいた次第でございます。特に副団長にありましては4,000円ほど高くなっております。

今後もかなりの市町村の情勢や国の状況を見ながら見直しを図っていく所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） その辺については、ほかのほうからとの関連があるというようなことではわかりました。

次に質問したいと思ひます。

現在、高齢化が進んでいる。そしてまた、過疎も進んでいる中で、この団員の定数、それから定員、定数、欠員について足寄町はどうなのか。これから先どう考えているのか。これ、だんだんと団員のなり手がいないということも聞いております。その中でこれからどう対応していくのか、その辺についてもちょっとお伺いをしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 定数ですが、現在、150名のところ134名団員おります。今後ですが、ここ数年、134名を維持しているところでございます。これからですが、現在も続けておりますが、事業所のほうにPRしながら事業主をお願いしているところでございます。ただ、過疎化が進んでいることもありまして、なかなか若手の育成というか、入っていただける方がなかなか少ないものですから、常に消防団のいいところをアピールしながら募集をかけているところでご

ざいます。新年度以降は、広報等にも掲載しながら募集をかけたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これは足寄町だけの問題ではないというふうに聞いております。これ、ほかの地域というか、ほかの町では、町の職員が消防団員になったり、それからまた、農協の職員が消防団員になったりということも聞いているわけなのですが、その辺について、これからこれいなければ、何とかやはり定数は確保していかなければならないという問題があるかと思うのですよね。そんなんでそういうことも考えているのかどうなのか、それもお伺いをしておきたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 議員の質問にお答えいたします。

2年ほど前ですが、町職員のほうに一応、案内をかけたところですが、なかなか団員さんになりたいという方がおられませんでした。あと、農協関係ですが、現在1名おります。以前は3名ほどおりましたが、仕事の関係上辞められた方がおります。今後も組合を通して、御相談かけて採用できれば採用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町消防団員の定

員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時再開といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第6号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第11号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,009万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,414万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費におきまして、移住体験住宅整

備事業といたしまして工事請負費、備品購入費、合わせて3,700万円を計上いたしました。

第4款衛生費、第3項水道費、第1目水道費第28節繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金を655万6,000円減額いたしました。

18ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、道営草地畜産基盤整備事業負担金といたしまして309万6,000円を計上いたしました。

第2項林業費、第4目水源林造林事業費、第12節役務費におきまして、手数料といたしまして3,534万1,000円を計上いたしました。第16節原材料費におきまして、造林用苗木といたしまして、1,127万6,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第19節負担金、補助及び交付金におきましてウエタスキウィン市中高生訪問団受入実行委員会補助金といたしまして、86万7,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、第3目林業施設災害復旧費、第15節工事請負費におきまして、林道災害復旧工事といたしまして3,231万4,000円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わり、次に、歳入について申し上げます。12ページにお戻りください。

第12款分担金及び負担金、第1項分担金におきまして、道営草地畜産基盤整備事業受益者分担金といたしまして412万7,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金、第15款道支出金におきましては、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金を計上しております。

14ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におき

まして、財政調整基金繰入金を728万2,000円減額いたしました。

第20款諸収入、第5項雑入におきまして、水源林造林事業収入といたしまして4,661万7,000円を計上し、備荒資金組合還付金を676万8,000円減額いたしました。

第21款町債、第1項町債におきまして、道路橋梁災害復旧事業債（補助）分を250万円減額し、農林業施設災害復旧事業債といたしまして補助分、小災害分を合わせて360万円、公立学校施設災害復旧事業債といたしまして560万円、移住体験住宅整備事業債といたしまして1,650万円、道営草地畜産基盤整備事業債といたしまして600万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加6件、変更1件をお願いしてございます。

5ページ、6ページとなりますが、第3表債務負担行為補正といたしまして、平成29年度当初から業務改修を必要とする庁舎警備等業務委託など29件の追加をお願いするものでございます。

7ページ、第4表地方債補正、追加2件、変更1件をお願いしてございます。

以上で、議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件の質疑を行います。16ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、18ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に行きます。18ページから20ページ、第10款教育費。

8番。

○8番（高道洋子君） 教育費の中で教育長からも行政報告がございましたけれども、この受け入れのおうち、受け入れの家。カナダの人たちを受け入れる、ホームステイをしながらということ。このホームステイを受け入れる側のことで、過去9回やってきた中でいろいろ御苦勞を聞きます。なかなかホームステイする人が積極的になかなかいないので、なかなか募集するのが大変だということや受け入れた後、またいろいろ言語のことや、語学力とか、そういういろいろあって、細かいことから何かいろいろ御苦勞された話を聞くのですけれども、そういう問題点等を今後どういうふうに計画しているのか、そういう受け入れする人がたくさんいるのかいないのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） カナダの受け入れにつきましては、一応、方法としましては、ウエタスキウィン市と足寄町の総合交流ですから、お互いに泊まってホームステイをするということが条件になりますので、中学校、高校を通して各家庭に、まず第一番目をお願いをしている。なかなか異国から何日間か泊まるということで、積極的にこのホームステイを受け入れしているところが少ないのですよね。

それである程度、教育委員会のほうで今ま

でお互いに交流した家庭だとか、あるいは受け入れてもらえそうなところをある程度、絞りましてお願いをしているというような状況なのですね。状況としてですね。こういうふうにそれぞれ個人の特殊というのですかね。特別な配慮で受け入れてくれるわけですから、あくまでも強制とか、強くお願いすることとはできないのですけれども、たまたまことしの場合は、御家族で何とかなつたのですけれども、これが10なり20なりとなると、なかなか受け入れ家庭を探すのは非常に厳しくなっていくなと思っております。

何よりもウエタスキウィン市と足寄町の教育委員会の中で、事務連絡の中、普通のおもてなしをしよう。特別に何かをするというのではなくて、かつてそういう外国から姉妹交流なんかをする場合について、例えば、ベットを特別に仕入れたとやら、何を買ったとかと、こんな話もかつては、最初、この交流をやり始めた頃、それぞれの町村でそんなことも耳にしたこともあるのですけれども、今は普通どおりの日本の生活文化のおもてなしをしようということで、そういう対応でしていますので、特別に訪問団を受け入れた後に、それぞれの家庭で特別に大きな支障や問題あったというふうには、私は聞いてはいないのですけれども、そんなことで答えになっているかどうかわかりませんが、その辺を賢察していただきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 特別何か事件があったとか、そういう話は聞いていないのですけれども、御苦労されたという話は、大変だったのだという話は、全員ではないのですけれども、聞きます。

それで、今回86万7,000円の補正を組んでおりますけれども、どういう使い道かは具体的にはわかりませんが、そういう積極的に受け入れしてくれる人への配慮とか、何かいろいろなことしたらどうなのかなという思いがあったものですから質問しま

した。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） ただいまの御質問ありました、受け入れの件の配慮なのですが、この予算の中で謝礼という形で幾ばくかのお支払いをしているという形になります。また、多くは歓迎夕食会だとか、ホテル等に宿泊する分の宿泊経費等を提出させていただいているところでございます。

また、習字だとか体験活動を行いますので、そこにかかわる材料費等も合わせて予算計上させていただくという中身になっていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑は。

12番。

○12番（井脇昌美君） 今、高道議員のほうからホームステイの苦労話も一部出ていました。それは現状、かなり前からやはりそういう話も出ているのですけれども、私は違う視点からですけれども、これも、先ほど教育長のほうから行政報告あったのですけれども、まず平成2年にこの姉妹提携が結ばれたということから、今日まで時間をかけ、むしろ経費をかけてきたのですけれども、これ、交流、まずいつまでやるのか、ちょっとその辺、いきなりですけれども、聞きたいです。このまま永遠と続いていくのですか。これ、町民がえらい、ごうごうごうごうし出したのですよ。

というのは、費用は全部行った、来た全ての100%こちらで負担していると。そして、町だ、WAの会が負担している、教育委員会がしている、これ町民がどこまで参加しているのですか。一部のその人に関係している人だけがやっていて、今までの一定の効果は出していると思うのです。英語の会話も教育も非常にレベルアップしてきた。だけど、この交流をいつまで続ける見通しなのか、まずその辺お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

御案内のとおり、我が町とウェタスキウィン市、これ、カナダのアルバータ州がかつては日本各地、とりわけ北海道の自治体と交流を深めたいということで、強力な働きかけがありまして、我が町はほかの町村とは、ちょっと数年遅れてウェタスキウィン市と姉妹提携を締結をしてきたということで、以降、もう25年以上にわたり交流を続けてきたということでございます。

どちらかというとなが町からウェタスキウィン市に訪問をする訪問団のほうが、この間の数も圧倒的に多い。これ、行政の仕組み自体が違ってまして、今回、来る子供たちも、実は市自体の予算はそんな大きな予算は持っていないのです。行政の仕組みとして州政府がほとんどの道路を含めて、道路整備も含めて州政府がやるのだという、こういうこともあって、なかなか市から訪問団への調整だとか、そういう仕組みにはなっていないということもあって、数のことを先に申し上げますと、我が町からお世話になっているのが圧倒的に多いというようなことでございます。

この間の御案内のとおり、我が町から訪問する部分につきましては、中高生と社会人と1年交代で派遣をしてきたということで、これが、私が首長になってから、一般の人は募集してもなかなかいないということもあって、これはもう社会人の方は中止をしよう。ただ、私の思いとしては、子供たちについては、やはり若いうちから海外での異文化の交流をさせたいということもあって継続をしてきた。その中で、これまた、去年で4回目ですか。高校支援のことも含めて全額町費で負担をして、高校1年生、全額派遣をしようということで取り組みを始めて4年たつということでございます。

この間、先方のウェタスキウィン市も、先ほども高道議員が質問されたとおり、ホームステイの受け入れというのは我が町の状況からいっても、数少ない訪問団であってもなかなか受け入れするのは大変だ。この状況とい

うのは、ウェタスキウィン市も同様な状況ということを知っております。まして1年生、全員派遣しているわけですから、四十数名、多いときには50名の子供たちを送り込んでいるわけですから、これはなかなか大変だという実情もお聞きをしているところでございます。ただ、この間の約束もありますから、今年度29年度の訪問団については、これは責任を持って受けます。来年以降については、ちょっと相談をさせてほしいという、こんなことも聞いております。これは事務レベル、担当者レベルで先方とも詰めていきたいなというふうに思っています。

ただ、私の思いとしては、やはりこれは貴重な経験ですから、普段から、私、子供たちというのは地域の宝物だというお話をさせていただいているのですけれども、可能であれば、私はもちろん議会のご理解を頂かなければなりませんけれども、可能な限り私はどんな形であっても、この交流事業は継続をしていきたいなと。

もっといえば、これはお互いの姉妹提携ですから、お互いどちらからか、もうやめようやという申し出があれば、当然これは継続しないということになりますけれども、私の思いとしては引き続きやっていきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。なお、北海道においては、それぞれのカナダアルバータ州の自治体と姉妹提携していますから、これは年に1回必ず姉妹都市会議ということで開催をしているということもあって、ほかの自治体との情報もいろいろ交換をしながら今後のあり方、常に考えながら、検証しながら進めていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 今、答弁として町長のほうから、事務レベルでまた協議を考えているということで、私は、いわば提携も含めた中で、交流をやめれという意味ではない

のですよ。平成2年という、当時、景気のいいざなぎ景気か何かの、全然今と景気が違うわけですね。ですから、廃止とまでは言わないけれども、もう見直す時期が来ているのではないかと。全てもう大盤振る舞いでどんどん、大盤振る舞いではないですけども、費用をこちらで100%負担して、国際総合交流という言葉はきれいですけれども、一方のほう負担だけ強いられて、そして、私はそういう時代はもう考えて見直しをかける時勢に来ているのではないかと。

これだけ25年、6年も継続してきたわけですから、私は見直しは絶対すべきだと思うから、今回、たまたまこの補助で、金額的には86万の総金額のことですから、これは、中身はさっき議長のほうから、それで結構だと思うのですが、もうそろそろ見直しをかける時期が来ているのではなからうかということを書きたいのですよ。見直しです。

廃止とかやめなさいということではなくて、だから、例えば、どういうところって、個人的なあれですけども、もう町民全体が、ちらっと答弁の町長が触れたように、募集をあれしても参加者がなかなかいなくなると。それを無理やりあれするのではなくて、何とか声をかけ合って最小限、数を集めてきたわけですよ。それももうやめようと。そして、さっき話した若い人の異文化の交流、これは町長が言っている宝物だったら宝を継続してやると。私は、そういうふうな見直す時期が来ているのではないのですかということを書きたいのです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 見直しの関係につきましては、先ほどもお話ししたとおり、29年度の高校生、1年生は、これはもう全員派遣すると。当然これは3月議会で提案をさせていただいて、その場でもまた御議論いただきたいというふうに思っていますけれども、その先、次年度からは、少なくとも一定の見直しは協議されるということになります。

ただ、私の思いとしては、やはりこれは足寄高校の存続の支援策のことの一端も含めて全員派遣ということで、29年度も実施できるとすれば5年目ということになりますから、これ一つの足寄高校、一人でも多くの方に入学してほしいということの一つの大きな、表現は合っているかどうかわかりませんが、目玉になっているということでございますから、私の思いとしては、やはり先方のほうも可能であれば続けていきたいなと、そんな思いだということでございますので、また3月議会でも、議会の場でも御議論いただきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に行きます。20ページから22ページ、第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 12ページにお戻りください。

歳入に入ります。

12ページから15ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加6件、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、5ページから6ページ、第3表債務負担行為補正、追加2

9件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、7ページ、第4表地方債補正、追加2件、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の件の採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第6号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第7号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました、議案第7号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万4,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ9,491万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、34ページをお願いいたします。

第6款災害復旧費の工事請負費におきまして、大誉地地区簡易水道災害復旧工事の設計精査及び災害査定結果により510万4,000円の減額を行うものでございます。

32ページにお戻りいただきます。

歳入につきましては、災害査定結果等により、第2款国庫支出金の簡易水道等施設整備費国庫補助金204万8,000円、第3款繰入金の一般会計繰入金655万6,000円を減額し、第6款町債の簡易水道災害復旧事業債350万円の追加を行うものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費2件、第3表地方債補正、追加1件をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

25ページをお開きください。

これから、議案第7号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

32ページから35ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

次に、27ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 第3表地方債補正、追加1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第8号平成28年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合支援相談室長 保多紀江君。

○総合支援相談室長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第8号平成28年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

38ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、平成29年度開始当初から、介護保険特別会計の事業運営に必要な業務委託1件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

37ページをお開きください。

これから、議案第8号平成28年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

38ページ、第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号平成28年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号平成28年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第9号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合支援相談室長 保多紀江君。

○総合支援相談室長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第9号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

40ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、平成29年度開始当初から、特別養護老人ホームの事業運営に必要な業務委託3件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

39ページをお開きください。

これから、議案第9号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

40ページ、第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第10号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、議案第10号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収入支出それぞれ24万5,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を、収入支出それぞれ1億5,211万6,000円とするものでございます。

支出から御説明申し上げますので、44ページをお願いいたします。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費の修繕費におきまして、料金改定に伴う料金システム改修業務として24万5,000円の追加を行うものでございます。

収入につきましては、支出補正額と同額の24万5,000円を給水収益として追加するものでございます。

41ページにお戻り願います。

第3条でございますが、予算第8条の次に第9条として債務負担行為を加え、平成29年度から料金改定に伴う料金システム改修業務及び料金改正対応一斉検針業務の債務負担行為2件をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

41ページをお開きください。

これから、議案第10号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

44ページから45ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、41ページにお戻りください。

第3条債務負担行為、第9条の追加、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第11号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 對馬邦彦君。

○病院事務長（對馬邦彦君） ただいま議題となりました、議案第11号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条関係でございますが、予算第10条の次に、第11条として債務負担行為を加え、平成29年4月1日から業務開始を必要とする夜間警備等業務委託など、2件の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上のとおり提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

47ページ、これから議案第11号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

第2条債務負担行為、第11条の追加であります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第11号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第1回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時47分 閉会